

学生の皆さんに向けた新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底のお願い

- 令和3年1月7日に1都3県を対象区域として緊急事態宣言が再度発出されました。
- 本県においても深刻な感染状況が続いていることから、県民の皆様に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、1月8日から2月28日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請したところです。
- 若者への感染が拡大していることから、学生の皆さんには、基本的な感染防止対策の徹底や十分な換気への配慮、移動の自粛、大人数での会食の自粛など、新型コロナウイルスの感染症の蔓延防止に向けた行動をお願いします。

基本的な感染対策の徹底などについて

- 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気に配慮する。

外出について

- 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」がある場への外出、県から休業等の協力要請を行う施設（山梨県ホームページを参照）への外出を自粛する。
- やむを得ない事情がある場合を除き、緊急事態宣言の対象区域への移動を自粛する。また、対象区域以外の移動についても、移動先の感染状況を踏まえて慎重に判断する。
- やむを得ない事情で移動する場合には、会食や不特定多数の人が集まる場など、感染リスクの高まる場面における行動を自粛する。

会食について

- 人と人との距離の確保が困難な密集した大人数による会食は自粛する。
- 飲食する場合であっても、「少人数・短時間」、「会話をするときにはマスクをつける」、「箸やコップは使い回さない」、「体調の悪い場合は参加しない」といった点に留意する。
- ガイドラインを作成している施設や『グリーン・ゾーン認証施設』を利用し、必ずお店の感染防止ルールを厳守する。



COCOAの利用について

- スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（COCOA）を利用する。

※ 県からの新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力要請の詳しい内容については、山梨県ホームページを御覧ください。

《HPアドレス》 <https://www.pref.yamanashi.jp/>